

13. Web マイナンバー管理サービス（別契約）について

Q13-1. 退職者はマイナンバーを登録する必要がありますか？

A13-1. 本年の所得があり、「給与支払報告書」を作成する必要があるのであれば、登録は必要です。

Q13-2. DCS の Web マイナンバー管理サービスを使用していませんが、どのような対応が必要ですか？

A13-2. DCS より出力された「源泉徴収票」（税務署提出用）と「給与支払報告書」にお客様にてマイナンバーを記入するなどしてご対応ください。

Q13-3. マイナンバーの登録がないと、「源泉徴収票」を作成することはできませんか？
また、家族の氏名等も印字されませんか？

A13-3. マイナンバーの登録がなくても、「源泉徴収票」は個人番号欄が空白のまま出力することは可能ですので、マイナンバーを追記するなどしてご対応ください。また、家族の氏名等は PROSRV の「家族情報」の登録内容を印字します。

Q13-4. 扶養対象外の家族にもマイナンバーの登録が必要ですか？

A13-4. 扶養対象外であっても、何らかの控除を受ける場合はマイナンバーが必要です。
何の控除も受けない場合は、マイナンバーは不要です。

- ・配偶者特別控除
- ・所得金額調整控除
- ・特定親族特別控除
- ・退職所得を除くと住民税で控除を受けられる扶養控除など